

## 五所川原市地域支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、要支援・要介護状態になる前からの予防を推進するとともに、自立した生活の支援を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の規定に基づく地域支援事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (事業の種類)

第2条 事業の種類は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）及び包括的支援事業並びに任意事業とする。

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、五所川原市とする。

### (総合事業の内容)

第4条 総合事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) サービス事業

##### ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

- (ア) 従前の訪問介護相当サービス
- (イ) 共生型訪問介護相当サービス

##### イ 通所型サービス（第1号通所事業）

- (ア) 従前の通所介護相当サービス
- (イ) 共生型通所介護相当サービス
- (ウ) 通所型サービスC

##### ウ 介護予防ケアマネジメント

##### エ その他の生活支援サービス

#### (2) 一般介護予防事業

##### ア 介護予防把握事業

##### イ 介護予防普及啓発事業

##### ウ 地域介護予防活動支援事業

##### エ 地域リハビリテーション活動支援事業

##### オ 一般介護予防事業評価事業

### (総合事業の対象者)

第5条 サービス事業については、法第115条の45第1項に規定する被保険者であつて要支援者又は基本チェックリストにおいて国の基準に該当する者とし、一般介護予防事業については、概ね65歳以上の者とする。

(総合事業の実施)

第6条 第4条第1項第1号並びに第2号に規定する事業は、厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」に基づき実施するものとする。

2 第4条第1項第1号ウ、エ及び第2号に規定する事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

(総合事業の利用申請及び決定)

第7条 第4条第1項第1号ア、イ及びエに規定する事業の利用を希望する者は、五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書(様式第1号)に基本チェックリストを添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、基本チェックリストの内容を審査し、決定の可否を五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(総合事業の費用額及び利用者負担額)

第8条 総合事業における費用額及び利用者負担額は、市長が別に定めるものとする。ただし、第4条第1項第1号ア、イ及びウに規定する事業の費用額は国が定める単価を基準として、介護報酬の算定と同様の方法により算出された額とし、第4条第1項第1号ア及びイに規定する事業の利用者負担額は、国が定める負担割合を基準とするものとする。

(支給限度額)

第9条 第5条第1項第1号の基本チェックリスト該当者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(総合事業の高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算予防サービス費の支給に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を支給するものとする。

2 前項に掲げる高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額は高額介護サービス費等の例によるものとする。

(包括的支援事業)

第11条 包括的支援事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総合相談支援事業
- (2) 権利擁護事業

- (3) 包括的継続的ケアマネジメント事業
- (4) 在宅医療介護連携推進事業
- (5) 生活支援体制整備事業
- (6) 認知症施策推進事業
  - ア 認知症地域支援推進員等設置事業
  - イ 認知症初期集中支援チーム設置事業
  - ウ 認知症ケア向上推進事業
  - エ 認知症サポーター養成事業

(包括的支援事業の対象者)

第12条 包括的支援事業の対象者は、法第9条の規定による五所川原市の被保険者及び被保険者を支援する者とする。

(包括的支援事業の実施)

第13条 包括的支援事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

(任意事業)

第14条 任意事業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 家族介護慰労事業
- (2) 介護用品支給事業
- (3) 成年後見制度利用支援事業
- (4) 介護給付費適正化事業

(任意事業の対象者)

第15条 任意事業の対象者は、五所川原市の被保険者等とする。

(任意事業の実施)

第16条 任意事業は、市長が実施するほか、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、指定居宅サービス事業者、地域団体等に委託して実施することができる。

(苦情受付及び処理)

第17条 苦情相談を受け付ける窓口を介護福祉課及び地域包括支援センターに設置する。

2 苦情相談に関する業務に関わる職員（以下「担当職員」という。）は、苦情相談を申し出る者に対し、常に誠意をもって対応し、十分な時間を確保した上で苦情を聴取し、又は相談に応じ、苦情相談によって生じた問題の解決に努めるものとする。

3 担当職員は、苦情相談の受付及び処理に当たっては、当該苦情の内容、聴取した事項、

処理の結果その他必要な事項を記録し、五所川原市文書管理規程第30条第2項に規定された期間、これを保存するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

年 月 日

五所川原市長

申請者 住 所  
氏 名

(※氏名は自署又は介護支援専門員の代筆)

五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書

五所川原市介護予防日常生活支援総合事業を利用したいので、基本チェックリストを添付のうえ、次のとおり申請します。

なお、介護予防ケアマネジメントを実施するために必要があるときは、基本チェックリスト及びこの事業で得られた個人に関する情報を関係機関へ提供することに同意します。


		個人番号												
		被保険者番号												
対象者	ふりがな						生年月日	年 月 日						
	氏 名							( 歳)						
	住 所	五所川原市					電話							
緊急連絡先	氏名						続柄							
	住所						電話							
希望サービス	<input type="checkbox"/> 訪問型サービス( ) <input type="checkbox"/> 通所型サービス( ) <input type="checkbox"/> その他の生活支援サービス													

※市担当係記入欄

分 類	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新	区 分	→	生 保	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 有
サービス 開始日	/ ~	有効 期間	. . . ~ . . .	納付 状況	滞 納	: <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 有
					不納欠損	: <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 有

番 号  
年 月 日

様

五所川原市長 

五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書

五所川原市介護予防・日常生活支援総合事業について、次のとおり決定（却下）したので、通知します。

被 保 険 者 番 号	
被 保 険 者 氏 名	

利 用 開 始 日	
判 定 結 果	
判 定 理 由	